

第37回投資等ワーキング・グループ 議事概要

1. 日時：平成30年5月23日（水）15:00～17:15

2. 場所：合同庁舎4号館2階 第3特別会議室

3. 出席者：

（委員）原英史（座長）、大田弘子（議長）、飯田泰之、森下竜一

（専門委員）村上文洋

（政府）前川内閣府審議官

（事務局）窪田規制改革推進室次長、西川参事官

（ヒアリング）経済産業省商務・サービスグループ 上村昌博生物化学産業課長

経済産業省商務・サービスグループ 前田慶太生物化学産業課長補佐

一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA） 後藤健郎代表理事

文化庁長官官房著作権課 水田功課長

文化庁長官官房著作権課 白鳥綱重著作物流通推進室長

総務省 奈良俊哉大臣官房審議官

総務省情報流通行政局 湯本博信放送政策課長

総務省情報流通行政局 豊嶋基暢情報通信作品振興課長

内閣府知的財産戦略推進事務局 岸本織江参事官

経済産業省商務情報政策局 山田仁コンテンツ産業課長

4. 議題：

（開会）

議題1 成長分野への資金供給の円滑化

議題2 放送を巡る規制改革

（閉会）

5. 議事概要：

○西川参事官 それでは、時間となりましたので、第37回「規制改革推進会議 投資等ワーキング・グループ」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、御多用中のところ、御出席をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、大田議長が出席でございます。

吉田座長代理と飯田委員が少し遅れていらっしゃるということでございます。

八代委員、角川専門委員は、所用により、御欠席と伺っております。

それでは、ここからの進行を原座長、お願いいたします。

○原座長 ありがとうございます。

議題は2つございますが、議題1「成長分野への資金供給の円滑化」です。

このワーキング・グループで、今期、柱の1つとして、金融・資金調達を取り上げてまいりました。その中で、クラウドファンディングや債権譲渡による資金調達などをめぐる課題について、議論してまいりました。

ただ、議論の中で、特に森下委員から、何度か御指摘をいただいたのですが、そういった課題もあるが、株式市場での資金調達に大きな課題があるのではないかとの指摘をいただいております。

この議論ができずにおりましたままに期末を迎えつつございますが、ちょうど経済産業省で、関連のレポート、バイオベンチャーに限ってということなのですが、まとめられたということなので、今日は、そのお話を伺いたいと思っております。

今期の答申まで時間が限られておりますが、今回の答申に盛り込める点は盛り込み、来期以降に、引き続き、議論すべきことはやっていくということにしたいと思っております。

それでは、経済産業省さんから、お願いいたします。

○経済産業省（上村課長） どうぞよろしくお願いいたします。

原座長、大田議長におかれましては、今日、こういった機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

経済産業省のバイオ課の上村でございます。

また、森下先生にも、バイオの関係で、私がかつてバイオ課にいたときにも、お世話になっておりまして、今回も、こういうきっかけを作っていただきました。

あと、村上専門委員におかれても、たしか私がIT総合戦略室にいたときに、いろいろとお世話になりました。ありがとうございます。

私は、簡単に冒頭を話して、中身は、担当していた補佐の前田から御説明したいと思うのですが、資料1-2の青い縦の冊子なのですけれども「伊藤レポート2.0『バイオメディカル産業版』」の具体的話を4月27日金曜日に公表したところであります。

バイオベンチャーと投資家の対話促進研究会は、昨年末からやりまして、半年弱ほどでまとめて、これからさらによりよく改善していきたいと思っております。

新しいサイエンス、技術をもとに、バイオは、シーズを最後に製品化するので、バイオベンチャーが本当に大事だと思っております、何とかこれを振興したい。

アーリー、ミドルも課題はありますが、上場後の大きな資金繰りも課題だろうということで、メンバーについては、冊子の7ページ、8ページにございますが、一橋大の伊藤先生の下で、特に投資のサイドの方々や一部はベンチャーをアメリカでも、日本でもやっているような方も入っていただいて、議論をし、ガイダンス、あるいは課題等をまとめたという形になってございます。

それでは、早速ですが、中身は、前田からさせていただきます。よろしくお願いいたし

ます。

○経済産業省（前田課長補佐） 生物化学産業課の前田でございます。よろしくお願いたします。

中身なのですが、資料1-1と書いてあるこちらのパワーポイントを使って、御説明させていただければと思っております。

早速なのですが、2ページ目になります。

今回、上村からもございましたけれども、特に右側の濃い青色の色が塗ってあるところに焦点を当てております。上場後の資金調達に関してでございます。

これまでのバイオベンチャー施策を見てみますと、水色の方、特に創業者、エンジェル、ベンチャーキャピタルと、アーリーフェーズで、どう資金調達を行っていくのかという議論は、活発に行われていると思います。

さらに、IPO後、安定投資家に、例えばバイオテックなどの新興産業をしっかりと支援していただく、その際には売上や利益といった短期指標ではなく、長期ビジョンに基づいて、企業を評価していただく。それにより、医薬品の上市が加速し、創薬ベンチャーの成功例が出てくると考えています。

つまり、成功例が増加した結果として、上場前にもお金が回ってくるという意味では、水色だけではなく、濃い青色の上場後の市場がどういった環境になっているのか、ここに何か課題があるのではないのか、といった点を考える必要があるのではないかと思っております。

3ページ目を御覧いただきますと、左側なのですが、真っ赤になっていると思うのですが、左側の縦軸は、10年以上、アメリカで上場している創薬型ベンチャー77社でございます。

横軸は、上場年なのですが、1983年から2017年を見てみますと、ほとんどは赤字が続いております。上場時点の創薬ベンチャーは医薬品をまだ創出していないものから、研究開発がどうしても先行してしまいます。

そういった中で、右側の円グラフを見ていただきますと77社のうち、大体7割が赤字なのですが、赤字の環境下におきましても、1社当たり、350億円程度の資金を調達しています。

一方、日本を考えますと、売上、利益が出てこないバイオテックに対して、投資をしてくださるような投資家さんは、非常に少ないと思っております。その結果、研究開発を進めたいけれども進められず、医薬品の創出が加速されていない可能性がございます。

次のページを御覧いただきますと、実際に、バイオテックにどういった投資家の方が投資しているのかというところですが、アメリカ、ヨーロッパ、韓国、日本と、上から並べておりますけれども、アメリカの場合には、赤枠で囲われている部分となりますが、機関投資家が多く支援をしております。

他方で、日本になりますと、機関投資家の比率は9%ぐらいということで、いわゆる大

口の投資家さんが少ないという状況の中で、今、個人の投資家さんに支えていただいている状況だと思います。

日本においては、企業のファンダメンタルに関係なく株価が動くことが多いと聞いております。例えばiPS細胞のような話が出たときには株価が上がるけれども、全く自社と関係のない疾患領域でも、医薬品開発が失敗した報道があると株価が下がってしまうため、ボラティリティーが非常に大きくなってしまいます。そういった中で、資金調達がしづらい環境に日本にはあるのではないかと考えております。

5 ページ目のところです。資金調達の構造を少しマクロに見ているのですが、上がアメリカ、下が日本ですが、アメリカの場合、まずベンチャーキャピタルさんが多くの資金を持っておられて、充実した支援をしています。

その後、上場前のレイターのフェーズから、上場後の時価総額がある程度大きくなっていくところまで、上場前後を両方支えるようなクロスオーバーの投資家さんがいらっしゃいます。

さらに上場して成長すると、機関投資家さんの中でも、アクティブな方、個別銘柄へ投資するような方が入ってきて、最後にインデックス、指数に連動して投資するような、パッシブの機関投資家さんが入ってくるという中で、上場前と上場後が断絶せず、連動してうまく動いているという感じを受けております。

他方、日本は、下を御覧いただきますと、ベンチャーキャピタルさんの規模のところも、当然課題ではあると思うのですが、その後、IPOした後に、こういった大口の機関投資家さんというのは、ほとんどおられない状態になっておりまして、どちらかといいますと、個人の方に支えていただいている状態になっています。

その結果、特に研究開発が先行するような新興企業にとってみると、なかなか成長しづらいような環境になっているのではないかという問題意識でございます。

次のページを御覧いただければと思います。

こうした状況を踏まえ、本報告書において、3つポイントをまとめております。

1つ目は、新興企業を支える投資家をどのように増加させていくのか。

2つ目は、投資家と新興企業をつなぐような機能をどう強化するのか。

3つ目は、魅力的な企業を生み出す上場制度をどう作り出すのか。

一番上の青いところ、新興企業を支える投資家の増加という点では、売上や利益が早期に上がってこないバイオテックの企業価値を判断するときに、何を評価して、企業価値を見定めていけば良いのかが、なかなか分からないという課題がございます。そのため、機関投資家さんに対して、バイオテックの売上・利益以外のこういったポイントを見ていただくことが企業価値を評価する上で有益なのか、そういったことを投資家、バイオテック、アナリストの皆様などと議論して、ガイダンスを作っております。

他方で、ガンダイスによって、バイオテックのこういったところを見れば良いということが分かりましても、そもそも企業が市場で成長してこないと、リターンは得られず、投

資家さんにとっても魅力的な投資対象にはなりません。そのため、オレンジ色の上場制度のところですが、売上や利益が早期に出てこない、研究開発を先行させることを求められるような企業にとって、現在の上場制度は適切なのかも検討対象に加えております。

最後は、企業と投資家をつなぐところで、例えばインデックスが必要なのではないかと。そういった点も含め、大きく3点を考えております。

7ページ目は、それを大きく、さらに細分化しているものですので、時間の都合上、ここは割愛させていただきます。

8ページ目ですが、まずはガイダンスに関してご説明します。投資家さんがバイオテックのこういったポイントをチェックして、バイオテックがこういったポイントを投資家さんに説明するのが有益なのかを考えた場合に、1. 価値観から3. 成長を加速する経営体制までの3つ、ステップ1と記載されている青塗りの部分については、臨床開発前期以降、上場後の全てのバイオテックにお話しいただくことが有益ではないかと考えております。さらに水色部分、4、5、6とあると思うのですがけれども、そちらは、成長した後に、徐々に説明できるようになってくるものと考えます。

次に、右側の赤色部分を御覧いただきますと、投資家さんのKPIについて、一般的に、研究開発のアーリーフェーズのバイオテックが対象であっても、売上や利益がいつ上がってくるのかということには気になるところかと思いますが、ステップ1のところでは、それに答えられない、答えても将来どうなるか分からないというのが正直なところと聞いています。

そのため、価値観、特に企業理念と経営ビジョン、知的財産権とビジネスモデル・開発戦略、開発戦略を支える経営体制、こういった点で企業の成長の方向性を見定められないかということを考えております。

例えば、9ページ目になりますが、特にベンチャーキャピタルさんとお話ししていると、3. 成長を加速する経営体制のところでは、①知財の戦略、②薬事の戦略、③こういった患者さんにどの程度の量の医薬品をいつ投与するのかといったメディカルの戦略、さらに、④事業開発の戦略、例えば、製薬企業に医薬品を導出する場合に、製薬企業が求めているニーズまでどう事業開発を進めていくのか、こういった4点を理解する人材が必要なのではないかとといった話がございました。こうした人材がそろっているか否かによっても、バイオテックが将来成功するかどうかは判断できるのではないかと。少なくとも、売上や利益よりは、こういった判断基準が良いのではないかと考えております。

レポートの第1部では、こうした話を細かく書いております。投資家さんは、おそらく1時間ぐらいのミーティングの中で、バイオテックが投資対象となり得るかということ判断しなければいけないのですが、ガイダンスの要素も活用しながら、実際に企業価値を評価する上で何が重要なのかという点を対話していただきたいと思っています。その中で、もう少しバイオテックに関する理解を投資家さんにも深めていただくことが重要なのではないかと考えております。

11ページを御覧いただければと思いますが。次は、魅力的な企業を生み出す上場制度に関してです。上場基準について、マザーズの中でも、新規上場ガイドブックという形で、2005年に作られたものがございます。

例えばA43の a のところで、臨床試験によって、薬理効果が確認されているか、製薬企業とのアライアンスがあるか、資金需要の妥当性があるか、こういった要素をもとに、上場判断がなされることになっております。

12ページのところですけれども、上場基準に関してもいろいろな御意見をいただいております。例えば製薬企業とのアライアンスが要件となった時に、患者さんの数が少ないような希少疾病領域の医薬品等を開発する企業が、上場時点で製薬企業とアライアンスする必要があるのかどうか。つまり、まだ開発が進んでいないアーリーな段階で提携することによって、自分たちの企業価値を毀損する形での提携にならないか、もう少し研究が加速した後に提携した方が、より良いアライアンスフィーを得られる可能性もあるのではないか、そういった観点を踏まえると、企業価値の中長期的な向上といった観点から、本当に適切なのかどうかといった議論がございました。例えばアメリカでは、こういった要件がないことを踏まえると、この要件をバイオテックの将来的な成長に資する形にどう構成するのかというところが1つの課題であると認識しています。

他方で、下に2つ書いてございますけれども、全ての要件をなくし、どのバイオテックでも上場できるという状況になり、仮に失敗が相次いだ場合には、バイオテックへの信頼がなくなってしまって、投資が冷え込んでしまう可能性もあります。こうした中で、投資家さんの保護という観点も含めて、将来的にバイオテックが成長するような形での上場の入り口の考え方をどう示すのか、そういったところが重要なのではないかという議論をしております。

13ページのところでございますが、先ほどは入り口の話でしたが、次は出口の話です。出口のところを御覧いただきますと、日本の制度はこちらに書いておりますが、特にピンク色のところで、上場基準、上場廃止基準それぞれに、いわゆる売上・利益がどのくらい出るかという業績基準が日本にはございます。マザーズですと、売上高1億円、JASDAQですと利益の基準があります。

こちらは、例えばITとか、そういった企業の方からすると、売上や利益を出すというのは、比較的クリアしやすいところだと思うのですが、例えばバイオテックで見ますと、医薬品が上場時点で上市していないものですから、赤字が先行します。しかし、制度上、例えば、売上高1億円を立てなければいけないので、化粧品や地熱発電のビジネスをやりながら売上を出すといった話とか、利益のところでも、研究開発費を減らして利益を出すとか、こうした企業行動が本来的に企業価値向上に資するのかといった議論がございました。

そういった中で、アメリカを見てみますと、14ページになりますけれども、アメリカの場合には、例えばNASDAQ Capital Marketというところを御覧いただきますと、株式規定、市場価値規定、純利益規定のどれか1つを満たす形で上場してきて、上場廃止基準も、同

様の仕組みになっております。

そういった点を見ますと、利益が出ない業種に関しては、例えば時価総額で評価できることになっていたり、要件の多様化が行われています。企業にはいろいろなビジネスモデルがありますから、売上、利益で判断すべきものなのか、むしろ時価総額、投資家さんの期待というところで判断すべきものなのか、判断基準が複数あることも有用ではないかという議論がございました。

15ページ以降のところは、例えば、アメリカの企業がJASDAQのグロースに上場していた場合、どの程度の企業が上場廃止になってしまうのかということ調べております。

もちろん、アメリカの企業は、もともと上場廃止基準を意識して上場しているわけではないので、数字が過大に出ているところもあるとは思いますが、実際に利益が出ていないので、8割ぐらいが上場廃止になってしまいます。

さらに16ページのところ、こちらはマザーズで、売上の基準ですけれども、35%ぐらいが上場廃止になってきます。

その後、17ページ、18ページのところで、全業種で見えておりますけれども、17ページを御覧いただきますと、ヘルスケア最もインパクトを受けるのですが、その他にも、エレクトロニクスとか、そういったところの一部が、日本の市場に上場していると、上場廃止になる可能性があること示されています。

19ページのところを見ていただくと、こういった分析も踏まえまして、上場廃止基準をどのように考えていくべきなのかという議論が進んでおりました。

他方、下の3つを見ていただきますと、ここも上場基準と同様にして、全て基準を撤廃して、何でもかんでもよしとするのではなく、上場廃止になるべき企業は、上場廃止にならなければいけないといった面もあるだろう。つまり、新陳代謝が投資家さんの期待維持という意味でも重要であろうという議論がなされました。

例えば研究会の中で出てきたものとしましては、売上や利益ではなく、時価総額が一定程度の基準を上回っている場合には、投資家さんの期待があるということなので、上場を維持できるような形にするなど、代替的な基準も含めてどう考えるか、そういった視点が重要なのではないかと議論になっておりました。

次のページからは、投資家さんと新興企業をつなぐ機能というところにして、これまで投資家の増加を促すためのガイダンス、さらには企業が成長するための上場制度を説明しましたが、最後に、両者をつなぐ機能として、こういったものが有用なのかという議論も行いました。

そういった中で、バイオテクノロジー指数に1つ焦点が当たりまして、左側はアメリカなわけですけれども、社数は分からないのですが、1993年ぐらいから、バイオテック全体をまとめた指数がアメリカではできております。

こういった指数の中に含まれているバイオテックを見ながら、興味を持った機関投資家さんは、バイオテック指数に連動する金融商品を買ってみて、まず投資をしていく。さら

に成功してくると、一社一社見ながら、自分でポートフォリオを組もうという形で、専門性が高く、手が出しづらいバイオテックの領域に関しても、指数があることによって、それが1つのベンチマークとなって、投資ができるという話がありました。

21ページを御覧いただきますと、今の日本の市場では、例えばマザーズにおいて、いくつかインデックスが存在するのですけれども、業種別の国内企業のインデックスというのは、おそらく存在しない状況でございます。

私も海外の投資家さんとお話をしたのですけれども、日本にバイオテックがあるということをはほとんど知らないような方にもお会いしましたし、日本のバイオテックに興味があるのですが、何をベンチマークにして投資をしたらいいのか分からないという方もいらっしゃいました。そういった中で、バイオインデックスが、1つの産業のパフォーマンスを示す指標として有用なのではないかという話がありました。

最後になりますけれども、23ページを御覧いただければと思いますが、今の3つというものも、すぐに解決というわけにはいかないと思いますが、こうした議論を通じて、23ページにあるような課題を解決したいと思っています。

赤で囲われているところですが、今、JASDAQ、マザーズの企業は、増えてきているところだと思うのですが、大手市場と新興市場の資金量の比較をしてみますと、日本の場合、東証一部、二部に614兆円、JASDAQ、マザーズに14兆円と、2%ぐらいしか新興市場にお金が入っていない状況になっております。

アメリカを見ますと、NASDAQが919兆円と、全体の30%が入っています。アメリカの場合は、市場の立て付け上、例えばIT大手の企業がNASDAQに残っておりますので、大きな金額になっている面もありますが、JASDAQ、マザーズで、新興企業が成長できるような事業環境をどう作っていくのかということところが大事だと思います。そのために、どういったことをすべきなのかを考えております。

駆け足になりましたけれども、以上になります。ありがとうございます。

○原座長 ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いします。

○森下委員 ありがとうございます。

経済産業省がこういう調査をしていて、レポートをまとめたというのは、大変意義があると思っています。日本の新興市場の状況というのは、世界的に見ても、かなり孤立しているというか、独特な状況になっていて、かついわゆる成長産業に対して資金が入らないというのは、御指摘のとおりだろうと思うのです。

問題は、これをどうやって解決するかが一番問題で、今、お話をした中で言えば、機関投資家というのが、なぜバイオに投資できないかということ、赤字企業に対して、基本的に投資できないという基準を持っている機関投資家が非常に多いです。これは機関投資家自体のマインドを変えてもらわないと、非常に難しいという状況が1つあると思うのです。

もう一点は、話にも出てきましたけれども、新興市場に上がる企業自体が非常に少ない

ので、バイオインデックスを作ろうにも、数が少な過ぎる。したがって、インデックスにならないといった指摘をされているわけです。

抜本的な問題としては、正に6ページのところにあるように、魅力的な企業を生み出す上場制度のところを改革していかないと、なかなか解決しないのではないかと。当然ながら魅力的な上場企業が増えれば、全体的なマーケットも大きくなりますし、市場に対する評価も高まってくるのではないかと思うのです。

現状、どれぐらいNASDAQと違うかということ、NASDAQでは、30%から40%がいわゆるバイオ系の企業です。日本のマザーズですと3%ぐらいです。わずか10分の1で、年間に直すと、日本の場合は2~3社、アメリカは30~40社、これを普通に考えたら、日本も半分はあってもいいのではないかと。そういう意味では、バイオ系の企業が上場しにくい状況になっています。これは解決しなければいけないのではないかと問題意識を持っているのです。

先日、健康・医療戦略参与会合でも、経済産業省から江崎政策統括調整官が来られていましたけれども、同じ話をさせてもらって、ここが一番の喫緊の課題だろうと思うのです。なぜそういうことになっているかというのは、今、御指摘のあった、1つは、2005年の上場基準を引っ張っています。2002年に最初のIPOバイオベンチャーであるアンジェスが上場したときの基準をそのまま引っ張っているのです。非常にクラシカルな、古典的な創業ベンチャーの形です。

先ほどマザーズの上場基準でいくと、NASDAQの企業が幾つ落ちるかという話がありましたけれども、逆にマザーズの上場基準で、NASDAQに上場している企業が何パーセントいるかということ、10%なのです。ですので、NASDAQの上場基準は、全くマザーズと違うものになっていて、今、お話があったような目先の利益を出さなくてもいいように、むしろ提携を早くしないで、できるだけ自社で稼ぐような形の企業も増えてきているのです。これは御報告の中にもあったと思います。そういう意味でいくと、非常に硬直化しているというのは、1つの原因です。

このところに対して、質問としては、具体的に経済産業省さんは何ができそうか。2点目としては、日本の東証市場において、例えば新たにバイオベンチャーが上場したいと思ったときに、今、上場に対して、何が問題かというのは、直接聞ける制度がないのです。証券会社を通してしか聞けません。しかも、はっきりした要件として言われないわけです。要するにどういう要件がクリアされると、上場できるのか。

上場というのは、目的ではない、通過点であるというのは、そのとおりなのですが、一方で、バイオの場合は、そこで資金を集めないと、企業自体の存続ができないことになって、ある意味上場というのは、どうしても必須になってくるのです。そうしますと、その要件が明確でないと、事業として、非常に投資がしづらい。要するにベンチャーキャピタルがお金を集めて、投資をしようとしても、そこから先の上場が見えなければ、2回、3回、同じベンチャーキャピタルから資金を集められるかということ、非常に集めにくいわ

けです。

そういった意味でも、上場に対する道筋が明確になっているかどうか、事業の予見性が非常に重要であろうとあっていて、そこに対して、何らかの制度が必要ではないかという気がしているのです。

話としては、2点、質問があつて、1点目は、先ほど言ったように、実際にマザーズの上場企業に対して、何かできるのかどうか。2点目としては、今、言ったように、事業の予見性の観点から、新興市場の上場がもう少しスムーズにできるような制度設計はできないのか。この辺り、何か御意見があれば、お聞きしたいと思います。

○経済産業省（上村課長） ありがとうございます。いずれもすごく大事な御指摘だと思います。

上場基準のところは、これ自身、今、正に森下委員がおっしゃったように、東証さんが2005年に作っています。その主体たる東証が、どのようにこれを見直していただけるのか、それに対し、どういった御支援、後押しができるのかを考えることが、まずは経済産業省のスタンスになると思います。

大きな方向として、バイオベンチャーをどう振興するか、そして、新興市場そのものも活性化しないと、結局、トータルでWin-Winにならないので、その辺りは、共有できているのだらうと思います。この検討会のときにも、そういう関係の方も、オブザーバーではありますけれども、参加をして、意見交換をしてきているところであります。

したがって、まず私どもとしては、この報告書を出したガイダンスの部分と、第二部でこういったところが課題ではないかと、委員の方々の生声を聞いたので、それを踏まえて出したレポートを普及啓発し、この方向性をどのように受けとめていただけるのか。それをもって、市場を策定主体として、これをいい形にして、大きなゴールは変わっていないという認識を持っていますので、経済産業省としてどうサポートしていくのか。

今は、もちろんこの報告書を出したので、関係する市場の人たち、あるいはベンチャー、投資家と意見交換する場をどんどん設けるようにしています。実際に呼ばれたりもします。これ自身は、今、委員が言われたようなことを、できれば推し進めたいので、フォローアップも必要だと思っております、そのための調査研究も行って、今後、具現化に向けた形というか、道筋を作っていきたい。

今、東証さんと話をしていると、上場ガイドブックは目安なので、このとおりにならなくても良いとも聞いています。ただ、現実、おっしゃったとおりのところがあるかもしれません。

それをどのように分かりやすくというか、どうしても規範があると、それにあわせようと、ベンチャーの方、あるいはそれを後押しする証券関係の方がしてしまう可能性もございます。そうでなくてもいいということはどう伝えていくのかという観点では、経済産業省の報告書の利活用をするところがあるのだらうと思っています。それが1つ目のところでもあります。

2つ目のところも、すごく大事だと思っております。つまり市場でも、バイオテックに限らないかもしれませんが。新しいサイエンスを基盤とする企業を、どのようにより正しく評価いただくのか。ノウハウというか、知見をどれだけ持っているか、あるいは持ち合わせていなくても、二人三脚で一緒にやっという仕組みだと思います。

この辺りは、正直、今回の検討会では、具体的な議論までは、必ずしもできていなかったと思っていますけれども、ただ、実際に、アメリカの市場に上場しました、日本に上場しました、そのコミュニケーション、あるいは基準において、問題意識を持たれているような御意見があったので、それをどう直せるのか。

この制度にああだ、こうだと言ったとしても、それを作った人とルールの背景があるので、それを解きほぐしながらやっていくときには、この報告書をとにかく最大限活用し、かつ関係者との議論を進めていきます。

それを具体的なロードマップに落とし込んでいく。そのときに、できれば、こういう規制改革会議の委員の皆様方の御助言というか、いい形で盛り上がるようにしていきたいと思っています。

○森下委員 この話は、バイオテックに限らずに、アメリカのNASDAQを見ていると、AI、ロボットとか、基本的に技術系のハイテクというのは、全て同じ議論の中に入ってくると思うのです。今、テスラなども、日本の基準だと上場廃止になるという話もありましたけれども、正にそういう新しいタイプの研究開発型のベンチャーというのは、全て当てはまるので、非常に重要なお話だと思うのです。

このようになった理由の1つは、かつては、JASDAQと東証マザーズという2つの市場があって、ベンチャーは選べたわけです。あるいは双方の競争の中で、同じ基準をある程度は共有しているにしても、幅があったわけです。ところが、今は幅がなくなっているのです、単なる目安という話になっていますが、目安ではないです。どうしてもある意味、かなり現実的には、絶対的なものになってきています。

これは専門家がいなくて、どれぐらい外れているかということ、東証さんが判断しづらいのは、もちろんあると思うのですが、かといって、専門家が育つのを待っていれば、いつまでたっても動かないので、鶏が先か、卵が先かの話なので、ある程度動きながら、会社が出てくることによって、専門家も育つところがあるので、最初の転がしというのは、国がやるべきだろう。そういう意味で、経済産業省さんをお願いしたい話は、たくさんあると思います。

もう一点は、この課題で非常に急ぐのは、今、大学発ベンチャーも非常に増えてきていて、いわゆるバイオ系の企業も増えてきています。経済産業省の統計にもあったと思いますが、かつてリーマン・ショックのときには、100社を下回っていたようなものが、今は、数百社規模で年間できてきています。そこに入れるお金も、アベノミクスになってから、四大学に大学発ベンチャーキャピタルができたりとか、いろんな形で、民間市場からお金が入るようになってきています。

このお金は、どうやって回収するのか。通常、IPOしないと回収できないわけですから、回収案件は、今のように、年間2～3社であれば、多くても年間数十億円、今、投入された2,000億円のお金から考えると、絶対回収できないわけです。

そう考えると、このままいくと、エコシステムが間違いなく死んでしまう。エコシステムを維持しようと思えば、ベンチャーキャピタルの投資金額を増やした分だけ、IPOの上場企業の金額を増やしていったら、システムを作らなければ、当たり前ですが、お金は回らないわけです。

今、一番最後のボトルネックになっているのは、上場制度だと思っています。ここを解決すると、今回のレポートにあったような、その企業は、どうやって成長するかというところにつなぐだけの玉が増えてくるので、バイオインデックスができたり、専門家を増やしたりということで、ある程度自然循環は期待できると思うのです。今は、自然循環が起きないので、こういうふん詰まり状態になっています。

そういう意味では、何度も言うようですがけれども、IPOの制度をしっかりと、新しい企業がマザーズ、JASDAQにどんどん上場するという形を作っていないと、後ろの話だけをしても、意味がないです。

今、前のところのベンチャーキャピタルの市場整備は、経済産業省さん等の御支援もあって、うまくいっていて、創業期のベンチャーにとっては、5年前、6年前のリーマン・ショックのころに比べると、全く違う、非常にやりやすい状況になっています。

ただ、こういう状況が一度回収できなくて、赤字のファンドが増えてくることになるのと、また逆回転になるのは、容易に想像ができるので、この点に関しては、危機感があるのです。そういう意味で、是非タイムスケジュールをしっかりと持った形で、具体的に動いていただきたい。

どうやっていいのかというのは、東証が民間の株式会社であることもあって、非常に難しいのですが、しかし、放っておいていい話ではないだろうと思うので、是非早急に何かリアクションしてほしいと思っています。

一番簡単なのは、上場基準のところを、もう少し現実的なものに変えていくというのは、1つの手だと思います。あと、もう一つは、先ほど言ったように、上場したい会社と東証との間のパイプというか、コミュニケーションをもっと図りやすくする。その辺が1つのポイントではないかと思います。

○経済産業省（上村課長）　ありがとうございます。

全くその辺りの思いは、私も一緒ですので、この報告書をもとに、東証の方とも、今、おっしゃった、2つの上場基準をどのようにより適切に、市場にとっても、恐らく理想像とか、市場は市場の論理で、それも大事な部分はあるかと思いますが、一方で、産業を起す、適切な市場を作ることで、タレントも、技術も、それはおっしゃるとおりなので、積極的にやっていきたい。

あと、それにあわせて、今、おっしゃった、相談といいますか、よりコミュニケーション

ンがとれるような仕組み、議論をより積極的に進めていきたいと思っています。

引き続き、御指導をお願いします。

○経済産業省（前田課長補佐） 森下委員のおっしゃっていることに関しましては、いろいろと議論をさせていただいているのですが、アメリカと単純比較するのも難しい面があると思っています、これも鶏と卵というか、難しいところがあると思うのは、今、日本が個人投資家の市場になっています。アメリカは、目利き力のある機関投資家を中心です。

こうした中で、アメリカのNASDAQは、おそらく開示を中心にしながら、企業が上場しやすい環境を作っています。日本の場合に、先ほど申し上げている7つの要件を全てなくすとか、そういうことをすると、それでも安心して企業を評価できるような投資家の方がいらっしゃるかというと、なかなか少ないという中で、上場後の成長を加速するような形で、制度を構築するのが大事であると思います。

最近ですと、例えば香港ですとか、そういったところは、臨床フェーズに入っていること、時価総額200億程度であること、適格投資家が入っていることですか、売上や利益ではないですが、一定程度、投資家保護という観点も含めながら、要件を構築しています。

どのような形で、投資家さんの期待を維持しながら、入り口のところも条件を考えていき、より良い企業がどんどん生み出されていくような環境を作るかが重要だと思っています。

○森下委員 機関投資家だけに絞らずに、プライベート・エクイティ・ファンドのベクトルも大事だと思うのです。欧米の場合は、結構大きいプライベート・エクイティ・ファンドが100億単位で上昇したベンチャーの株を買ってきて、バイオベンチャー専門のプライベート・エクイティがあるのです。

日本の場合、100億は難しいでしょうけれども、しかし、数十億単位で投資をするということで、いわゆる2番手、3番手ぐらいの株主になっていって、成長を支えます。これは多分新しいプレーヤーを育てることも必要だと思うのです。今までベンチャーキャピタルのアーリーのところにベンチャーキャピタルができていますけれども、正直、使い切れない状況があって、大学のベンチャーキャピタルも、私が言うと、語弊がありますが、消化し切れないという声があるわけです。

上場している会社があって、パイプラインも見えているので、そこをある意味、更に成長させるような、バイオテックなり、あるいはハイテクに特化したプライベート・エクイティ・ファンドを育て、そこに資金を入れるというのが一案だと思います。

本来、産業革新機構がそういう役割を担うのではないと言われていたのですけれども、どちらかというところ、事業再編にいつてしまったので、あいているところを埋めるような、新しい投資家を育てることもすべきではないかと思うのです。

もう一点は、先ほど個人の投資家が日本は多いのだと言われるのですが、私も昔はそう思っていたのですけれども、ずっと株主総会に出ていると、日本の個人の投資家の方でも、物すごく勉強している方が多いのです。正直、アナリスト顔負けみたいな人もいて、明ら

かに素人とは思えないみたいな人が結構多いのです。必ずしも個人だからといって、ばかにしたのではないのではないか。

そういう意味では、個人に魅力がある市場というのは、決してそれ自体をネガティブに捉える必要もないだろう。むしろそこの人たちが、ある意味、利益を得るような形で、残っている部分は、サポートするような資金援助の仕組みを作っていけば、結構Win-Winになると思うのです。個人から必ず機関投資家に全部ならなければいけないという話は、もともとないと思うので、そういう意味では、アメリカ型を全て採用しなければいけないとも思わないです。

ただ、先ほど言ったように、東証の基準を全部なくすというと目安がないので、それをもっと緩めるとか、あるいはもっと詳細にするなど、こういうケースは、こちらでも構わないみたいなQ&Aを出しておくとか、そういう形で、幅を広げられないのか。

今の東証の基準は、ばらつきが余りないので、読むと、いいとは書いているのだけれども、どういうケースがいいのかが書いていないから、結局、複数のパイプラインを持って、複数のアライアンスを持ってという話になってしまいます。今のお話にあった、ガバナンスのところで、研究開発をしっかりしなさいと言うと、人をどんどん雇って行って、30人ぐらいになると、年間予算は、10億円ぐらいの赤字が出始めます。そうすると、どんどん上場しにくくなっていくのです。基準として、非常に矛盾しているのです。

昔は、確かにオーソドックスな、全部社内でやるバイオベンチャーが普通でしたけれども、今は、アメリカなども、NASDAQも、ほとんどアウトソーシングしているベンチャーも多くて、10人もいたら、正直、バイオテックでも、会社は運用できます。なので、全部その辺の基準がずれていると思うのです。

そういう意味で、そのバランスの絵が出るような、1つのQ&Aなのか、あるいは新しくそういう手引きを作り直すかみたいなものが一番早いので、効果があるのではないかという気がします。

○経済産業省（上村課長） 確かに2005年のものであるので、今、おっしゃったように、バイオの世界は、どんどん技術進歩と環境は変わってきているので、それを踏まえて、補完し合うというのか、あるいは柔軟性で、いろんなパターンをベンチャーの方もされるので、その可能性を広げること自身は、多分共通の方向に向けるので、そのときに、市場の適切性のところをどこまで配慮するかは、議論のポイントになるのでしょうかけれども、そういう積極的な方向の論議をやっていきたいと思います。

あと、確かにアメリカがかなり特別だというのは、今回の検討でもあって、アメリカですと、一定のベンチャーをどんどんやっていくと、市場から数億、あるいは二桁億というのは、ある程度の確率というか、タームでくるとというのが、大体共有されている中での基準という世界もあるかもしれません。

日本独自とは言いませんが、今、言われたような、日本の状況を踏まえて、よりよくする部分があるはずだろうという観点で、しっかりやっていきたいと思います。引き続き、

御指導いただければと思います。

○森下委員 是非日本版のプライベート・エクイティみたいな、ハイテクに投資できるような、ファンドなりの創出の手伝いは必要ではないかと思います。これから宇宙の話とか、ロボットもより高額なものになってきますし、全自動運転システムなども、これも海外では、本当はベンチャーの世界なのです。決してトヨタとかの大企業の仕事では、世界ではないのです。しかし、今の日本では、このような巨額な資金がかかるところに対して、上場しても、その後の資金が十分に回ってこない。

日本だと、セカンダリー、サードのところは赤字だと、非常にお金を集めにくいのです。バイオは頑張っていますが、集める金額がだんだん小さくなっていくのです。それを防ごうと思うと、ある程度まとまって、機関投資家にかわるようなプライベート・エクイティファンドが入って行って、技術が分かるようなところをサポートしていく点は、大事だと思います。

プレーヤーが少ないので、そこを拡充するというのは、1つの手だろうと思うのです。日本の機関投資家は、生保系とか、銀行系が多いので、赤字企業に投資しろといっても、基準が変わらないのではないかと思うので、補正予算でも出れば、そういうところを賄ってもらおうと、動き出すのではないかという気がします。

○経済産業省（上村課長） INCJのよりいいあり方というの、確かに論点でしょうし、今、ベンチャーと市場、さらに投資のサイドも、どのようにやっていけるのか、これをここにやっていきたいと思います。

○大田議長 今、既に話が出ているのですが、上場基準と上場廃止基準について、経済産業省さんと東証と金融庁との間で、何らか検討を始めることが必要だと思うのですが、今の時点で、何か具体的に進めていこうというプランをお持ちかどうか、あればお聞かせいただきたい。これが1点です。

森下先生が幾つか例を挙げられましたが、バイオベンチャー以外に投資先行型のもので、同じように問題点が指摘されて、動いているようなものが何かあるか。これが2点目です。

3点目に、伊藤レポート2.0の最後のページに、3つの論点がありまして、論点1の2に「創薬等の研究開発型企業の健全な成長を促進する新興市場を構築することが必要ではないか」と書かれていますが、これは新興市場を新たに作るということなのか、それとも、先ほど言われた、例えばマザーズに業種別インデックスを作ることであるのか。

もう一点、最後ですが、東証にしても証券会社にしても、判断できる人材が要るのだと思うのですが、目利き諸外国で、人材を持ってくる方法といますか、育てていくような方法がもし何かあれば、お聞かせください。

○経済産業省（上村課長） ありがとうございます。

まずどういう形で動かしていけるのか、行くのかというプランについてなのですけれども、今、議長もおっしゃったように、東証や金融庁、相手がある話なので、よく相談しなければいけません。

まず私の思いというか、考えとしては、東証さんは、このオブザーバーにも入られていて、意見交換は、いろいろさせていただいているので、この報告書が出て、こういう提言をまとめさせてもらった、これを受けて、どういったことが一緒にできるのだろうか。

具体的には、上場基準の2005年のものを見直す可能性のあり・なしや、あるとした場合に、こちらも今のバイオベンチャーの状況とか、情報提供をできるものはしますし、市場サイドから、こういうものが課題で、どちらかというところ、意見交換をしていかないと、なかなか具体化しないので、それをできれば、どんどんやっていきたいと思っています。

上場基準が理想的にはそういう中で、経済産業省というよりは、これ自身は、私の希望であって、よく議論しなければいけません、東証さんがもともと民で作られているものなので、彼らが主体的になって、みずからも恐らく問題意識を持たれているのではないかと想像するのですが、どんどん変えていく。民の取組をどんどん支援させてもらうという形で、うまくいくと一番いいのではないかと。

その方向に持っていくためには、今はこれをもとに、どんどん議論を深めます。ベンチャーさんと話していても、自分の投資家からこの報告書をもとに議論したいとの話があったとか、つまりいくつかのところで、これをもとにした動きが始まっているので、そういう状況も踏まえながらやっていきたい。

あとは、先ほどのメンバーの中でも、幾つか証券系が入っていましたが、証券会社さんと必ずしも深く議論ができていなかったかもしれないので、その辺りも、これをここにやっていく形を考えたいというのが、まず今の考えです。

私どもは、下半期でやっていたので、上半期とは言いませんが、役所も1年、2年で人は変わっていくので、1年とか、弱ぐらいのタームで、方向性を一緒になって作っていくような議論を是非やっていきたいと思うし、それがうまく進まないときには、こういう会議の場で、どのように一緒にやらせてもらえるのかというのが、関心事項ではあります。

上場廃止基準につきましては、ガイドラインの整理の中でも、特にそうなのですが、上場基準は、バイオテックと書いていましたが、上場廃止基準は、業種を特定していないので、より広く関係します。

金融庁としても、恐らく関心があるでしょうし、今、上場している方にも影響があるので、そこはある種、二段階ロケット的になるのではないかと想像はしています。ですから、まずは変えられ得る可能性がより高いところを、しっかり議論し、変えていき、廃止もどうすべきなのかというところに議論がつながっていくようなことをやっていきたい。

金融庁さんも、個別業種の話は、今回の検討会も、もちろん情報共有だったら普通の役所間でやりますけれども、お立場とか、お考えもあるでしょうから、丁寧に、大きな方向性、市場を活性化し、それによって、経済全体を広げていくところは、特に国際的な市場間競争になってくると思うので、そこは一緒だと思っていますから、というのが、今の私の考えであります。

○大田議長 バイオのように投資先行型のベンチャーで動いているものはありますか。

○経済産業省（上村課長）　そこは、先ほどの資料の中にあつた、この会議の間でも、具体的な名称では出てこなかつたのですけれども、ただ、経済産業省の中で議論すると、素材系のベンチャーというところは、類似のところがあると思つていますし、おっしゃるように、上場廃止基準、上場基準もそうですが、とにかくバイオは、一番影響が大きいと思つています。それ以外でも、研究開発先行型のベンチャーはあるので、ある程度横断的な議論というのも必要なのではないのかというのは、この検討会の間でも、少し議論しました。そういう問題意識は持つております。その方がより全体の市場の設計がやりやすければ、それも1つの考え方だと強く思つています。

○大田議長　次の質問は、新興市場の構築です。

○経済産業省（上村課長）　基本的に新しく作るというもので、今のマーケットをよりよくしていくという観点で申し上げているものです。

最後、人材もおっしゃるとおりなのですが、この会議の間では、先ほどの横の資料の22ページですか、そこで、少し人材の議論もあつたのですが、マーケットというよりは、投資のサイドというのでしょうか、アナリストを見たときに、例えばアメリカですと、左にあるように、ヘルスケアとか、バイオといつても、ライフサイエンスなど、細分化された分野があります。

ただ、日本の場合には、右にあるように、医薬品・ヘルスケアという1つの分野しかなくて、当然人数の厚みなどにおいては違つています。そういう意味では、市場そのもの、受ける側のマーケットにも、人がどれだけいるかといつと、想像にかたくない中で、そこは課題です。

ただ、どう育てるのかといつのは、妙案がなかなかあるわけではないので、ただ、欧米の場合を聞きますと、NIHでも、どこでも、研究者としてまずキャリアを歩もうとして、3年ごとぐらいに、厳しいある種の査定があります。

そういった方々が研究を諦めた場合に、例えばラボマネジャーという研究をうまく回す仕組、あるいはFDAにいくとか、新しいサイエンスとか、ものを起こそうといつマインドを持つた方が広くある種のエコシステムに分散する仕組があります。ただ、日本はそうかといつと、心もとない。あとは、給与の面もあるのかもしれません。

でも、これを言つていると、すぐに始まらないので、私どもが出せる情報をどんどん出しながら、議論しながら、着目してもらつて、そこに人が少しでもいくようなことをとにかくやつていこう、1ミリでもやつていこうといつのが現状です。

○経済産業省（前田課長補佐）　補足になりますけれども、この話について、2つあると思つていまして、上場基準は、創薬ガイドブック、正にバイオに特化した話ですので、そういったところは、東証さんが主体になりながら、我々が今回出したレポートなども参考にさせていただき、改善を検討いただく部分になります。

もう一つ、上場廃止基準は、森下委員がおっしゃいましたとおり、バイオだけなのか、ロボットなど、他の業種にも影響があるのかもしれないといつ点に関しては、我々も調査し

たいと思っております。その上で、創薬だけの話ではありませんので、全体にも関わる話ですし、投資家さんへの影響もありますので、慎重に議論する必要があると思います。

3点目の新たに市場を作るところは、これは私個人としてですけれども、例えば海外から見たときに、マザーズ、JASDAQなど、2つだけでも分かりづらさがあると思っていて、そういった中では、新しい市場を創造するよりも、今ある市場の中で、どの程度事業環境を改善できるのかが重要と考えます。

4点目の人材に関しては、非常に重要であり、同時に難しいところだと思っておりますが、今回、出させていただいたガイダンスですとか、そういったもので、バイオテックをどう見ていくのかというところの教科書ではないですけれども、指針みたいなものを共有する中で、これまで分からなかったバイオに関して、投資家さんなどにも興味を持っていただくところから、まずは地道に始めていきたいと思っております。

○森下委員 今、お話のあった上場廃止基準なのですけれども、統合するという話が出ていますよね。そうすると、厳しい方になると、より悪くなるわけです。当然基準の緩いマザーズ側になるのだらうと、マザーズの企業はみんな思っているのでしょうか、いつぐらいの話なのですか。もし早いのであれば、結構急ぎの話だと思うのですけれども、新聞のニュースから見る限りでは、いつ頃の時期を考えているのか、見えてこないですから、これは具体的な話ができる状況なのですか。

○経済産業省（上村課長） 私も具体的な話までは分かりません。むしろそういう動きがあるのであれば、こういうことを議論させていただくチャンスなのではないかという認識で、私どもも報道に接しているというのが、率直なところです。

○森下委員 現状でも、JASDAQに上場しているバイオベンチャーは、非常に苦労しているのです。より厳しいので、上場後の資金調達ができないのです。上場廃止以前に、まず資金調達ができなくなるので、黒字でないといけないです。

そういう意味で、グロースの方に出ている会社は、まだましなのですけれども、かなり市場間で、言い方も変ですが、少し不公平感があるのです。最初、選んだのがそこだからと言われたら、しょうがないのだけれども、今あるベンチャーがどういう審査するかというのも、視野に入れてもらった方がいいのだらうと思うのです。

上場廃止以前のところにないと、どちらにしろ、上場廃止になってしまいますから、そこに制約があるような基準を設けている市場というのは、本当はハイテクベンチャーを受け入れてはいけなかった気がするのです。受け入れるのであれば、それに伴うような市場を整えるべきです。そこは矛盾が生じていると思うので、その辺りも議論して、変更していただきたいというところがポイントです。

アクションとして、時期的にいつぐらいを想定されていますか。

○経済産業省（上村課長） すぐというか、実際、フォローアップの調査研究は、公募にかけようとしていますので、まずは10月ぐらいのバイオジャパンで、上場云々というよりは、この報告書がどのように使われ、また、できれば、上場基準なり、廃止基準に対する

動きも具現化できればいいというイメージを持ちながら、その調査等の動きをやっていきたいということです。

○森下委員 平成30年に、結論、措置ができればいいですね。

○経済産業省（前田課長補佐） 上場基準や廃止基準は、難しい課題だと思っていて、我々も詰め切れていないところがございますので、例えばバイオベンチャーと投資家の対話促進研究会のフォローアップの研究会を今年中に開催する予定です。そういった場でも少し深掘りしていきたいと思っておりますが、マーケット全体に関わる話ですので、早急にできるかどうかというところは、検討が必要であると思っております。

○原座長 よろしいですか。

どうもありがとうございます。

（経済産業省関係者退室）

（総務省、文化庁、経済産業省、内閣府知的財産戦略推進事務局、CODA関係者入室）

○原座長 それでは、次に、議題2「放送を巡る規制改革」に移らせていただきます。

何度か関係省庁さんにお越しをいただいて、御議論をしておりますが、その中で、著作権処理、海賊版対策について、まだ十分に議論が深められておりません。今日は、この後、これらの点を中心に議論をしたいと思っております。

本日は、総務省さん、文化庁さん、内閣府知的財産戦略推進事務局さん、経済産業省さんにお越しをいただいておりますほか、コンテンツ海外流通促進機構の後藤様にお越しをいただいております。お忙しい中、大変ありがとうございます。

まず海賊版対策について、後藤様からお話をいただきまして、その後、その他の点も含めて、議論をしたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 後藤でございます。

本日は、お招きいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは、CODAから「放送コンテンツに係る海賊版対策の課題」といったことで、お話をさせていただきたいと思っております。

資料の1ページでございますけれども、CODAの概要ということで、2002年に小泉元総理大臣の知財立国宣言に伴いまして、いわゆるコンテンツ業界が集まりまして、コンテンツの流通促進、障壁となっている海賊版対策を目的に設立がされました。文化庁さん、経済産業省さんの支援をもって作られたところでございます。

ここにございますように、主な事業としまして、4つ掲げております。いわゆる侵害対策、取締機関との連携、国内外の政府機関や関係団体との連携、啓発活動であります。

1の侵害対策ということで、直接的なエンフォースメント及び間接的なエンフォースメントを実施して、東アジアを中心に対策を講じてきているところでございます。

会員社につきましては、35社、団体は14団体、賛助会員が6社／団体ということで、日本のメジャーなコンテンツホルダーの皆さんに、御参画をいただいているところでございます。

今回は、放送コンテンツに特化したお話ということで、進めさせていただきます。

お聞きいただきまして、2ページです。放送コンテンツの侵害の態様ということでございまして、①～⑥が、大きく3つに分かれます。①がいわゆる不正ストリーミングの機器ということで、俗に言うところのセットトップボックス的なものです。②～⑤に関しましてが、オンライン上の侵害であります。そして、⑥は、昔からあるフィジカルパイレーツ、物の海賊版の対策です。

国内の放送が同時再送信で海外に上がりまして、このような侵害が多岐にわたって発生し、無許諾視聴がされているところでは、

日本国内においては、警察庁を初め、都道府県警察が端緒をつかめば、すぐに検挙してくれるという体制ができております。今や海外が主戦場です。

同時再送信ということではありますが、同時再送信が可能になる機器、TS抜きですとか、HDMIスプリッターというものを使いますと、同時再送信ができてしまうというのが、現実であります。

今後、お話ししますけれども、動画配信サイトなどを見ると、数分遅れるぐらいでアップされています。このような形で、ある程度の知恵がある者であれば、放送から同時再送信をすることができる環境にあるところでは、

それを前提にしまして、具体的な事例でございまして、①の不正ストリーミング機器でございまして。典型的なパターンは、海外に駐在された方であれば、誰でもすぐに目にする広告記事です。日本人向け、在外の邦人向けの媒体の後ろページなどを見ると、「あなたの見たい番組がここにある！地上波・BS・CS全42局」といううたい文句にしたセットトップボックスが、レンタルなり、販売をされている状況です。先ほどのうたい文句は台湾の例ですが、台湾以外でも、広くこのような機器が流通しているところでは、

おめぐりいただきまして、3ページです。今、欧米で広く流通し、大きな問題となっておりますのが、ISDといいまして、Illicit Streaming Deviceというものです。ここに書いていますのは、KODIボックスという、通常のボックスなのですけれども、これでアドオン機能をインストールすると、あらゆる番組が見られてしまう。非常に便利です。

囲みで、Piracy1.0、Piracy2.0と書いていますけれども、海賊版対策を熱心に講じているMPA、Motion Picture Association of Americaという、ハリウッドの六大メジャーで組織されている団体があります。ここは世界的に海賊版対策に注力されているところでは、マーケットモデルからいって、国内4割、海外6割というビジネス構図をとっていますので、海外に対しての海賊版対策を一生懸命やっています。

彼らいわく、今やPiracy3.0の状況だと。Piracy1.0は、P2Pによる不正流通です。それもおさまって、次にPiracy2.0ということで、ストリーミングによる不正流通、これはUGCとか、そういうものが対象です。今や最悪で、Piracy3.0ということで、ISDを使った不正流通ということでは、

何かというと、要するに簡単なのです。全く機器の知恵のない人も、これを買ってきて、

テレビとつなげれば、アイコンが出てきますので、日本でいえば、WOWOWとか、そういう有料チャンネルが簡単なリモコン操作で見られます。クリックすれば、それが見えてしまうという形で、安価な機器、安価な料金で、全部の有料チャンネルを見られる。プロサッカーですとか、プロボクシングですとか、そういう有料番組が見られてしまうということで、欧米では非常に懸案されているということでございます。

日本の場合は、先ほどの不正ストリーミング機器のような形態ですが、今後、3ページのような形態が増えてくる可能性が大でございます。現実、ネットでは、販売されている状況にあります。幸い楽天さん等の事業主に言えば、販売をすぐにとめてくれる状況にありますけれども、今後、増えてくだろうと想定されます。

それでは、次に、違法配信の現状ということで、より早く、より巧妙、より営利目的ということになっています。②～⑤については、私たちが対策をしていますけれども、こういう状況です。

5ページですが、ここに『NARUTO』の絵が出ていますけれども、4分の3は黒く塗り潰して、4分の1が画像ということで、こういう画像が広く流通しています。これはなぜかという、我々が映像フィンガープリントということで、画像を認識して、侵害動画と照合するわけなのですけれども、こういう状況になりますと、4分の3を黒く塗り潰していますから、『NARUTO』の動画といっても『NARUTO』の動画と認識しないのです。映像フィンガープリントをすり抜けてしまう状況です。

6ページ目、キーワード検索で、私どもは『NARUTO』の第73話とか、そうやってキーワードで検索をかけ発見するのですが、6ページの例で見ますと、キーワードがありません。数字の羅列です。こういう状況があります。

これら動画を何で見つけてくるのかということですが、7ページです。いわゆるリーチサイトです。リーチサイトで、このような形で、インデックスがついて、非常に便利です。見やすいです。これをクリックすれば、先ほどの動画に行き着いてくれるということで、厄介な問題です。リーチサイトにつきましても、今、文化庁の文化審議会で、鋭意検討をいただいております。

8ページですけれども、スマホ等においても、このようなアプリによる誘導ということで、クリックすれば、侵害動画にたどり着くというのが、現実であります。

それに対して、我々としては、9ページですけれども、より早く、より巧妙、より潜在的な権利侵害への対策ということで、CODAが運営をしております、自動コンテンツ監視・削除センターの完成形を目指しています。

10ページのポンチ絵です。このポンチ絵ですが、左側の権利者、コンテンツホルダーがいて、真ん中に我々のシステム、そして、動画サイトという3つのカテゴリーに分かれています。

権利者の皆さんが、削除したい動画を我々の真ん中に登録いただきまして、それをクロールとフィンガープリントで動画サイトから発見・照合しまして、権利者の皆さんに確認

をいただいて、削除してほしいという要望書を私たちが取りまとめて、侵害サイトに提出をし、侵害サイトが削除するというのが、スキームです。

先ほど言った、早くなった、より巧妙になった、より潜在的ということで、新たに、今、構築していますが、ピンクの囲みでありまして、いわゆる放送波から直どりで、エア受けといいますけれども、放送している時点からフィンガープリントを生成して、ネット上から検出した動画とマッチングをするということです。

真ん中ですが、動画照合と音の照合ということで、先ほどの『NARUTO』の4分の1の画像、修正された画像がありましたけれども、あれについては、絵では認識できないので、絵と音と両方で、フィンガープリントをかけて照合しているということです。

右上ですが、古いけれども、新しい対策ということで、何ととっても、人海戦術です。人間の目は大したもの、先ほどのリーチサイトですとか、すり抜けたものですとか、グレー判定のものなどは、やはり人的に頼るということで、今、進めています。

おかげさまで、この3つを追加したことによりまして、非常に効果的な対策がとられているところでございます。

11ページですけれども、このような形で、98%近くの削除率を誇っているということです。

これは後でも申しますけれども、先ほど完成形ができたと言いましても、それをどう広げるか、フィンガープリントの時間をどうするかとか、人員をどうするかという、今後、応用問題になってくるだろうと思います。

とはいいましても、悪質なサイトがいっぱいあります。先般、政府で検討いただきました『漫画村』『Anitube』『Mio Mio』などがございましたけれども、そういった本当のブラックサイト、悪質サイトを可能とするサービスが、今、非常に出回っているというのが実情です。

例えば、ドメイン登録サービス『Njalla』というものがあります。これはスウェーデン語で、大切なものを保管する場所という意味らしいのですが、ここが絶対に秘匿性を保障して、ドメインをお貸しするということであります。

パイレート・ベイという、非常に有名な、全世界を席卷した海賊版サイトがありますけれども、その創始者の3名のうちの1人が、刑期を終えて、新たに作ったサービスでありまして、完全な秘匿性を保障するという、筋金入りのドメインサービスです。

それと、今、非常に問題になっているのは、CDNサービスです。CDNサービス自体は合法ですが『クラウドフレア』というものがございまして、『クラウドフレア』自体は合法ですが、それを悪用するやからが非常に多うございまして。彼らはプロキシですから、それを隠れみのにして、さらに防弾サーバーなどを使って、秘匿性を高めているという、悩ましい状況にあるということです。

我々としては、直接的な削除要請、刑事によるエンフォースメント等々も含めますが、12ページ、複合的な対策ということで、間接的な手段、対策を講じているところでござい

ます。

ここに4つぐらい書いていますけれども、この中で、現在、効果的だと言われているのは、広告の抑止です。先ほど来、申していますけれども、今、無料でサイトが視聴できる。無料なのだけれども、運営者は何でもうけているかという、広告です。広告を見た数によって、課金される方法等々がありますので、これらは広告でなりわいを立てていることになります。

彼らの資金源を断つということで、広告表示の停止ということをやっております。現在、CODAが権利者側の窓口になりまして、広告関連三団体、JIAAさん等々と話し合いをしまして、我々が作り出したブラックリストのURLに関しては、広告を載せない、出稿しないようにしてくださいという要請を始めています。まだ緒についたばかりでございまして、今月、具体的に御対応いただく予定です。

この問題は、また後で触れますけれども、いわゆるブラックリスト、IWL、Infringing Website Listということで、世界的に行われている活動でございまして、その日本版ということで、実施を始めたところでございます。

次に、典型的・古典的なフィジカルパイレーツです。

eコマースとして、中国の販売サイトです。

例えば、この間、テレビで放送したドラマは、8月22日にブルーレイBOXで、2万5,920円で発売する予定ですが、このサイトでは既に1,980円で売っているということです。ここは非常にもうかっています。

これに関しては、中国国家版權局という行政機関があるのですが、そこに話に行き、申し立てはしたのですが、結局対応できないということで、4年間塩漬け、それが現実であります。

13ページ、今度は有店舗です。上海に長寧区という日本人街があります。そこで、海賊版、1店舗6万本ぐらい在庫をしていますけれども、そこに対して、中国の行政手続ということで、申し立てをしまして、2011年から2017年にかけて、大体25回、取り締まりをしています。いまだに残っています。行政手続ではらちが明かない。中国の場合は、行政手続を行い、売上金額ですとか、押収本数とか、その閾値を超えた段階で、刑事に移送されます。でも、今まで25回やっていますけれども、刑事に移送する気配は全くありません。

昨年からは、方向転換をしまして、公安部に刑事告訴していますけれども、1年たった今でも、着手する予定は全くありません。話を聞いても、保留中だ、もう少し検討させてくれという話で、ストップしているのが現実です。こういったいろいろな状況がございます。

その中で、世界の海賊版対策として、先進的な例ということで御紹介をしたいのが、14ページです。

イギリスは、今、非常に進んでいる部分がございます。先ほど言った、Motion Picture Association of Americaということで、ハリウッド映画のメジャーですから、アメリカが

一番進んでいるのではないかというお話もございますけれども、アメリカの場合、シリコンバレーとのパワーバランスがあって、なかなか難しいというのも実情です。その点、イギリスの場合は、古くからコンテンツで外貨を稼いでいますので、昔からビートルズ、『007』、今や『ハリー・ポッター』などのコンテンツもありますし、非常に外貨を稼いでいます。また、サッカーのプレミアリーグもありますので、彼らは官民一体となって活動しているということです。

冒頭のISD対策ということで、広報啓発も含めて摘発をしています。アドオンと言いましたけれども、プログラムの制作者とか、販売者も摘発しているところです。

オンライン対策はもちろんのこと、プレミアリーグがありますので、その同時再送信侵害に対する対策を講じています。

ストリーミングの配信者、アップローダーの対策ということで、プレミアリーグの許諾を受けて放送するスカイさんなどは、ウォーターマークを活用して、アップローダーの対策を講じています。

先ほど来、申しています、広告対策ですが、PIPCUといいまして、ロンドン市警の中に、知的財産犯罪ユニットという、官民一体となったものがございます。市警の中ですから、民間の人がロンドン市警に出向している形になるのかもしれませんが、官民一体となって、広告対策、先ほど言ったIWLのリストを精査して、常に広告主に対して警鐘して、広告主は、侵害サイトには広告を載せないという働きをしています。

ちょっと話をしますと、オンライン広告というのは、自動的に掲載されるシステムになっています。侵害サイトへの広告掲載ですけれども、イギリスの場合、これがマネーロンダリングに当たるのではないかとみなして、広告主に対して、侵害サイトに広告が載らないよう説得をしています。ブランド名も損なうし、マネーロンダリングに加担することになるので、その点、あなたたち、ちゃんとしなさいということで、PIPCUが説得して、大手の広告主は、侵害サイトに広告を載せない。今、載っているのは、アダルトとか、ギャンブルの広告で、これをもって成功という評価をしているところであります。

イギリスの例ということで、広告対策、ストリーミング対策は、今後、参考にしていきたいと思っています。

最後になりますが、各省庁への要望ということで、2つございまして、1つは、CODAの体制基盤の強化ということで、(1)としまして、ISDセットトップボックスの対策の強化。これはエンフォースメントであります。

(3)の海賊版対策の強化も、具体的なエンフォースメントであります。

特に私が強化を要望したいと思っていますのが、(2)のCODA自動コンテンツ監視・削除センターの機能の強化であります。先ほど完成形ということで、ほぼ完成はしましたが、今後これをどうやって幅を広げ、横、縦を広げるかということであります。

映像・音声フィンガープリントの使用容量の拡大。現況、エア受けについては、1コンテンツホルダー、週2時間、120分という制限された範囲でやっていますので、所詮、限界

があります。テレビコンテンツで120分といったら、作品数はたかが知れていますので、容量を多くしたい。

それに伴いまして、サーバーの増強が必要であろうと思っています。

人的モニタリングの増員ということで、人を増やせば、端緒を見つけるのはより早く、より多くなるわけでありまして、できましたら、この人数も増やしたいと思っています。

また、ライブ放送対策に対するウォーターマーク等々の研究と採用であります。将来、ワールドカップラグビー、オリンピック・パラリンピックがあります。そして4K、8K、5Gも、2020年も目の前でございますので、これに対応するには、いかに早く侵害を阻止するか。オンライン侵害はもう防げませんので、いかに早く発見して、その被害を広げないかということが、大切であります。

そういうことで、各省庁さんも含めまして、特に総務省さんにおきましては、この辺の御支援をいただければありがたいと思います。

最後になりますが、16ページですが、これは全体の話としまして、国境を越えたオンライン侵害に対して、どういう対策がとれるのかということについて、省庁の皆さん、情報通信機器の企業の皆さん、ISPの皆さん、有識者、放送事業者等々が入りまして、オールジャパンではないですけれども、今後、2020年等に向けて、研究、検討、その具体性について協議する場を常設して、我々のマーケット規模に合った侵害対策というものの最大限の効果を目指すべく、このような会議体があれば、ありがたいと思っている次第でございます。

以上、早口で恐縮でございますけれども、私からの御案内とさせていただきます。

○原座長 大変ありがとうございます。

それでは、御質問等をお願いいたします。

○大田議長 ありがとうございます。

まず、後藤さんにお尋ねします。最後に言われた協議する場ですが、これはどこがイニシアチブをとって、どういう形で設置すればいいのか、お考えがあれば、お聞かせください。

次に総務省さんに。CODAさんの要求として、1つ目のCODA体制基盤の強化は特に総務省にお願いしたいということでしたが、これについて、どうお考えでしょうか。

次に知的財産戦略推進事務局さんに伺います。知的財産推進計画2018が予定されていると聞いていますが、日進月歩で海賊版が進んでいく中で、今度、具体的に盛り込むようなお話があれば、話せる範囲で、お聞かせいただければと思います。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 私から1点目でございますけれども、オンラインの世界は、犯罪がいろいろあるわけです。著作権侵害といったら、やはりプライオリティーが下がってしまうと思います。そうではないという意味で、オールジャパンで、それなりの範囲の皆さんと常に協議する場は持っておいて、対応するか、しないかは別問題として、知恵として、皆さんで共有して、ステージをいかに上げるべきかという場

は必要だと思っています。そうなりますと、知的財産戦略推進事務局さんにイニシアチブをとっていただいて、このような場ができれば、ありがたいと思っています。

日本の場合、エンフォースメントする、実際に動くことになると、過去の例からとりますと、1985年当時、世界的にフィジカルなパイレーツが多かったのです。でも、日本の場合は、警察庁を初め、官民一体となって、短期間で排除することに成功しています。このようなケースは他国ではないのです。アメリカでも、ストリートベンダーはいまだにいますし、日本のように排除に成功した国はないと思いますので、実際に具体的なエンフォースメントをやるか、やらないかは別として、情報共有して、いつでもアクションを起こせるという体制だけは、整えていただければ、ありがたいと思っています。

○総務省（奈良審議官） 総務省からお答えいたします。

海賊版対策につきましては、主に知的財産戦略推進事務局、あるいは経済産業省などが中心になって、取組が行われていて、総務省としては、既にいろいろな形で協力を行ってきております。

具体的な取組として、例えばASEAN地域との連携を考えております。先程、CODA様が御説明されましたように、中国、韓国に相当力を入れてやってこられておりますが、海賊版は、ASEAN地域にもそれなりに出ておまして、そういったところで、関係機関と連携しないと、現地の対策は、現地の機関でということになります。そういった意味で、現在、計画として、ASEAN地域の放送所管省庁、あるいは放送事業者等とCODAさんが連携する、ワークショップを開催し、CODAさんがASEAN地域と今まで以上のコミュニケーションがとれて、結果として、ASEAN地域への対策が進むということにつながればということで、現在、計画してございます。

○内閣府（岸本参事官） 知的財産戦略推進事務局でございませう。

先ほどCODAさんからもお話がありましたように、政府一体となった模倣品・海賊版対策ということで、従来から、知的財産戦略本部の下に、検証・評価・企画委員会という会議体を設けまして、そこに有識者の委員に御参加いただきまして、より効果的な海賊版対策の在り方について、継続的に議論を行っております。

2018年の計画につきましては、間もなくの決定に向けて、準備をしている段階でございますけれども、新しく盛り込まれる要素といたしましては、これから海賊版対策を効果的なものにしていくと同時に、正規版のコンテンツが素早く幅広く配信されて、それによって、適正な対価が著作権者等に還元されていくというサイクルを回していくことが大事だと思っておりますので、例えばブロックチェーン技術などを活用した権利管理、利益配分の仕組の構築について、検討をするという事柄ですとか、あるいはこれまでの対応では、不十分だった部分の手当てということで、海賊版対策の新たな枠組みの構築に向けた検討の場を設け、議論を行っていくこと等、そういった内容を盛り込むべく、準備をしているところでございます。

○大田議長 後藤さんに伺いたいのですが、知的財産戦略推進事務局さんからは、既に関

係省庁とも連携の場を作っておられるということでしたが、後藤さんの御提案というのは、そこに民間の情報通信機器企業とか、放送事業者も入るということですね。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 特に申し上げたいのは、情報通信機器という、本当のプロの方にもお入りいただいて、お知恵を拝借したいということです。

○原座長 今の続きでお伺いをしたいのですが、そういった枠組みを作ることについて、知的財産戦略推進事務局さんはどうお考えになるのか、これが1点目です。

すみません、幾つもあって、まとめて申し上げます。

2点目に、CODAさんの体制基盤の強化に関して、総務省さんから、ASEANでのワークショップなどの支援というお話がございました。一方で、資料の21ページで求められているのは、資金面や人材面での支援だと思いますが、これまではどういった資金面、人材面での支援があったのか、また、それを拡大していくお考えがあるのか。これは総務省さんなのか、あるいはそれ以外の省庁さんもあるのかも分かりませんが、教えていただければと思います。これが2点目です。

3点目に、22ページの横断的な枠組み、協議の場のところに戻りますが、CODAさんから見ると、各省でこういうことをやってほしいということが、おありになるのだろうと思います。今までのお話の中ですと、総務省さんの支援、又は知的財産戦略推進事務局さんでの一定の場を設けるというお話がございましたが、それ以外に、政府のこの役所で、もっとこういうことをやってもらえるといいということがございましたら、後藤さんに教えていただければと思います。これが3点目でございます。

4点目に、資料の18ページ、19ページの辺りでございます。中国の国家版權局に話をしても、動かなくて、塩漬けになってしまっている、告訴しても動かないといったお話がございました。これはどうしたらいいのでしょうか。どうやったら動く可能性があるのか、もしお考えがあれば、教えていただければと思います。これも後藤さんです。

5点目は、それに関わるのかもしれませんが、以前にこの会議で、日本民間放送連盟さんからお話を伺いましたときに、海賊版対策について、外交面でもっと対策を強化できることがあるのではないかとこの話がございました。ひょっとすると、今の話にも関わるのかもしれませんが、何かやれることがあるのかどうか。これは、後藤さん、各省さんで御意見がございましたら、教えていただければと思います。

最後にもう一点だけ。イギリスの対策について、20ページの資料でお話がございました。少し触れられたとは思いますが、この中で、日本でやっていないこと、また、こういった形でやったらいいのではないかとこのことを、改めて整理して、教えていただければと思います。

幾つも大変申し訳ありません。

それでは、先に知的財産戦略推進事務局さん、どうぞ。

○内閣府（岸本参事官） 知的財産戦略推進事務局でございます。

先ほど申し上げましたように、新たにインターネット上の海賊版に対してより効果的に

対応していくための枠組みの検討の場を設けようと思っております、その中で、情報通信の現状、技術の動向などについても、適宜、関係者からヒアリングをしながら、正規版流通の効果的な支援の在り方ですとか、あるいは海賊版に関して、制度的な対応が必要なのであれば、そういった部分について、議論していきたいと考えております。

○総務省（豊嶋課長） 総務省でございます。

CODAさんへの支援に関連し、若干前の話になるのですが、今、フィンガープリントの話がございましたが、映像のフィンガープリントのシステムを開発するときに、協力をさせていただきまして、それが、今、花開いたということでございますので、機能的に拡張する余地があるかと思えますけれども、またCODAさんの話を聞きながら、機能の拡張というところは、協力していきたいと思っております。

○経済産業省（山田課長） 経済産業省でございます。

CODAのこのような取組、センターのこのような活動につきましては、経済産業省としても、協力をしているところでございます。

○原座長 先ほど人を増やすといったお話がありましたけれども、こういうものは、どうやったら可能になるのでしょうか。

○経済産業省（山田課長） 当然ながら、どこまで支出すべきかということを検討していくという話になると思います。このような取組は、権利者の方々も、自分でいろいろと考えてやられるべきところもあるでしょうし、その辺りは、実際に取組む段階になったときに、検討が必要だと思えます。

国として見れば、こういうコンテンツの流通は、高度化してきているので、以前はこういう仕組みがなくても、ディスクの回収のような世界であれば、また別のやり方だったのが、このような技術をどんどんアップグレードしないと侵害に対応できないという世界になっている以上、国として、コンテンツの文化、あるいはこういった産業を保護するという意味では、協力はこれからも必要だと思っております。中身、内容については、これから予算等々をやるときに、いろいろと検討していくことだと思えます。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 16ページの横断的な場でございますけれども、この他に、先ほども出ていますけれども、国際的な枠組みの場をもう少し突っ込んだ形でやればと思っております。

外交面のお話も出ていましたが、それは先ほどの13ページの問題にもつながりますけれども、中国などにいきますと、著作権侵害に対するプライオリティーといたしますか、発想が違うのです。どうしても後回し、さらにこれはアメリカの著作権侵害ではありませんから、アメリカの権利侵害であれば、言うことを聞いていますけれども、日本のものになると、さらに日本人街で売っているということになると、彼らのロジックでいうと、日本人が買っているから、商いとして成立している、後藤さん、まず日本人を啓発しないさい、そう言われるのです。それはそれで分かりました、それはそれで手を打ちます、そのかわり、著作権侵害をして、現に暴利を得ているのです、それについてどう思うのですかとい

うと、平行線です。時間を待つしかないというのが1つです。それから、常に言い続けることは、大切だと思っています。

一方、中央の国家著作権局においては、ここ数年、1～2年で話が進んでいます。今までは、分かりました、私に任せてくださいという話だけで、全く進展せずだめでしたけれども、今は一応に対処してくれます。問題は地方です。北京、上海というのは、なかなか難しい問題があるのかもしれませんが、時間が必要だと思っています。

eコマースに関しても、国家著作権局並びに北京市著作権部が一生懸命調査をしてくれましたけれども、彼らも国際的な壁に阻まれて、対応ができないという現実です。また彼らの発想も、行政機関とは思えない発想で、日本の警察に後藤さんから言って、捜査させてくれみたいな、そんなのりなのです。それは違うでしょうと。それはICPOなり、二国間の刑事互助条約があるのですから、そのルートで正式に照会等をやってくださいと申し上げても、そこまでは全く踏み込まないです。

私の今までの感想ですと、彼らの場合、著作権局があっても、公安部に事案を持っていくというのは、非常に敷居が高いのです。公安部がそれを外交問題にすることになると、さらに敷居が高くて、本当に塩漬けです。警察庁から北京の大使館に行っている方にお話を聞いても、中国側は一向に進める気配もないし、彼らと話をしても、海賊版の話は一向に出てきませんというのが現実です。

外交面ですけれども、文化庁さんも二国間協議等々をやっていただいて、その苦労が実ってきているのが現実であります。もうひと押しがほしいというのが、率直な気持ちです。そうなりますと、16ページの横断的な組織ではありませんけれども、日本としては、知的財産侵害、特に著作権の問題においても、官民一体となって、ここまでのレベルで協議をしているという事実をしっかり踏まえた上で、外圧をかけるというか、プレッシャーをかけるというか、日本はここまで協議しているにも関わらず、そんな中途半端な回答では困ると言えるような体制を作るべきだと思っています。

以上です。

○原座長 あと、イギリスの対策については、どうでしょうか。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） イギリスの部分でいいますと、ここには書いていませんけれども、彼らがロンドンオリンピックのときに講じた手は、先ほど来、言っていますように、いかに早く発見して、いかに阻止するかという点で、古いけれども、新しい人海戦術です。人を増員しまして、そこで、侵害、配信をウオッチする体制をとっています。それが日本では足りないと思っています。

広告問題も、最初は広告主からたたかれたそうです。何でそこまでやらなければいけないのかということがありましたけれども、イギリスの場合は、ロンドン警察が参加しているということで、抑止力が非常に高まっているということでもあります。日本の場合は、緒についたばかりですから、警察庁に入ってくださいということではないですけれども、将来を見越して、そのようなケースもあり得ると思っています。

ちなみに、香港なども、香港税関という執行機関が入って、広告抑止の枠組みを作っているところがございますので、将来的には、その可能性もあると思っているところであります。

以上です。

○原座長 ありがとうございます。

今のお話の中で、中国政府、中国に限らないのかもしれませんが、著作権問題についてのプライオリティーを上げるというのは、大変重要な課題だと思いましたが。これは総務省さんなのか、文化庁さんなのか、経済産業省さんなのか、こういった取組をされているのか、また、外交ルートを含めて、より強化する可能性について、どうお考えになるのかを教えてくださいませんか。

○文化庁（水田課長） 文化庁から申し上げます。

著作権分野に関する諸外国政府との二国間協議の中で、中国、韓国とは、毎年著作権保護の申し入れを行っているところでございます。

さらに政府職員を対象とした研修も実施しておりまして、ASEAN諸国、アジア各国著作権局や法執行機関担当者に参加いただいています。平成28年度には中国からも参加し、基本的な著作権制度、あるいは著作権の管理、権利執行に関しての研修を実施しました。

さらには、CODAと協力して我が国コンテンツの真贋判定セミナーを実施しておりまして、昨年度は、北京、香港などで行ったところでございます。

○経済産業省（山田課長） 経済産業省は、日中韓の三カ国で連携し、文化コンテンツ産業フォーラムを開催していきます。10回目を昨年6月に東京で開催しておりますが、こちらで、知的財産保護のための三カ国共同の広報啓発活動をCODAと連携しながらやろうということになっており、様々なポスターとか、動画、それぞれの国のキャラクターを使って、すなわちこのような違法動画は見ない、あるいは正規版を見ようということは、より若い年代や、YouTube等を見る人たちに普及する必要がある、割と訴求力のある形でのキャラクターを使いながら、例えば日本では『名探偵コナン』、また中国や韓国では、それぞれの国のキャラクターを活用し、動画やポスターを作っております。また、それぞれの国でセミナーやPR活動を行っているところでございます。

○総務省（奈良審議官） 総務省では、先ほど既に申し上げましたが、ASEANとの連携強化という取組を進めようとしているところでございます。

○原座長 研修やセミナーなどは、もちろん重要なことだと思うのですが、後藤さんがおっしゃられている、政府の中でのプライオリティーを上げるということとは、ずれているような気がします。プライオリティーを上げるというのは、政府の中で、幹部にしっかりと認識をしてもらうことが大事だと思うのですが、先ほど経済産業省さんがおっしゃられた日中韓のフォーラム、総務省さんでされているワークショップは、外国政府のどんなクラスの方が来られているのでしょうか。

○経済産業省（山田課長） 昨年行われました日中韓のフォーラムは、中国では文化部

の副大臣の方に来ていただきました。

また、このような問題をやるときに、外務省にも来ていただいたり、適宜、外務省の枠組みも活用させていただいて、そのような話をさせていただいているところでございます。

○総務省（奈良審議官） ASEANの取組は、新しい取組でございまして、具体的にどのレベルが来るかというのは、これからの調整になります。

○文化庁（野田専門官） 文化庁でございます。

先ほど課長から申し上げた、著作権局同士の政府間協議におきましては、昨年度、国家著作権局の司长、つまり著作権行政の実務のトップの方に来ていただきまして、協議をさせていただきました。その中では、著作権局に対する申し入れの他に、著作権局の所掌外の事項には、担当部署への働きかけを行ってほしいということも、あわせて申し入れたところでございます。

その他、昨年につきましては、京都で日中韓の文化大臣会合がございまして、成果文書の中で、著作権保護の重要性について三カ国の大臣間で確認させていただいたところでございます。

○原座長 後藤さんに、今の点について、コメントいただけることがあれば、お願いしたいのですけれども、もっとこういう部局の人に言わないと聞かないとか、そういうことがあれば、教えていただけますでしょうか。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 私が言うのも変なのですけれども、バランスが大切だと思っています。急に特化していっても、相手のレベルが上がっていないところで、上からどんと言っても、意味がないと思っていますので、ある程度時間は必要だと思っています。

文化庁さんを初め、総務省さんを初め、経済産業省さんを初め、地道にやっているのは、ありがたいですし、当然有益であると思っています。ただ、1つあるのは、先ほど来から申しているように、もう一回、日本国内でのステータスを上げるという意味で、私のわがままですけれども、オンライン侵害の部分、さらにこれから5Gの世界に入っている、4K、8Kの世界に入ってくるということになると、やはり関係者を集めた協議の場を持ちたいと思います。アメリカなどに比べても、日本は非常にまとまりやすいと思います。日本で議論すれば、ある程度、新しい時代の著作権保護の枠組みができるような気がします。それを作成し、ASEAN、さらにはEU、アメリカに対等に話ができるような、環境づくりができるような気がしていますので、それを望みたいという部分であります。

○飯田委員 後藤さんに伺います。先ほども少しお話がありましたが、何らかの執行機関の力、介入がないと、犯罪行為を防ぐことはできない。その中で、いわゆる日本の警察に求めたいことは、何なのかということです。

もう一つ、今、たまたま話題になったのは、いわゆるフィジカルがあるタイプの日本人街での販売だったわけですけれども、ストリーミング配信、オンライン配信の場合、日本語サイトですから、買っているのは、日本人なわけです。1つは、ユーザー側に対する啓

蒙という話なのですが、もう一つは、規制や罰則の必要性について、どういったふうに考えられるのか、お聞かせ願えればと思います。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 警察ですが、私は1985年から海賊版対策をずっとやっています、まず国内がきれいになってから、海外ということをやりますけれども、幸い警察庁の場合は、都道府県警察も含めて、非常にいい体制を整えてもらっています。知財保護に関しては、世界一だと思っています。

ただ、最近、余り言うてはいけないのかもしれませんが、フィジカルの部署とオンラインの部署、サイバー犯罪対策課と生活経済対策管理官に分かれています。その垣根がなくなってきましたから、警察庁さんは重々承知だと思うのですが、その部分がオンラインのサイバー犯罪対策課の中に入ると、やはり著作権侵害のプライオリティーが下がってしまう。でも、幸い生活安全局と一緒にいるので、お話をさせていただいていますので、今のところ、警察庁に対して、不満はないです。

もう一つの一般消費者への広報啓発ですが、無償であれば、見てしまうというのは、当然だと思います。昔は立ち読みをしたら、怒られた時代ですが、今は子供の時からスマホを持っていますから、なかなか一概にやめろとは言えないと思います。

どう環境を整えるかというのは、広報啓発が一番でしょうし、あと、マルウェアですとか、ウイルスの問題、この辺も強調して、安易な気持ちでやると、犯罪者に資金を供与してしまうことになる、手助けしてしまうこともあるし、さらには自分がウイルスに感染する、マルウェアにひっかかってしまうということも、しっかり教えていかなければいけないと思っています。

○原座長 海賊版対策から少し離れてしまうかもしれませんが、今、正に後藤さんからもお話がありましたように、新しい時代に対応できる著作権処理の枠組みをしっかり作っていくということは、大変重要だと思います。また、海賊版対策の観点で考えても、正規版のコンテンツをしっかり流通させていく体制を作る、これも大変重要なことだと思います。

その観点で、前回、前々回ぐらいから、関係省さんと何回か御議論をさせていただいておりますが、私どもの林委員から、権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益分配、これらを三位一体で整備して、放送コンテンツの流通インフラを実現すべきという提案をしております。各省庁がばらばらにやっていて、なかなか動かないということにならないように、文化庁さんがイニシアチブをとって、改革の全体設計、工程表の策定を行っていただきたいと思っておりますが、改めてこの点の見解を文化庁さんに教えていただければと思います。

それから、仮に文化庁さんでこういったことを取り組んでいただけたら、総務省さんにおいても、必要な支援を行っていただけると、より進みやすいと思いますが、総務省さんで、今後こういった取組をしていただける可能性があるのか、順番はどちらからでも結構ですが、教えていただけますでしょうか。

○文化庁（水田課長） 文化庁から、失礼いたします。

前回の会議におきまして、規制改革推進会議で重要と考える、いわゆる三位一体というコンテンツの流通システムの整備については、早急に取り組むべきで、その全体像と工程表の策定について、どこかの省庁がイニシアチブをとって、取り組むべきといった御要請がございまして、少なくとも文化庁としては、その点についてのイニシアチブをとることは、困難であるという回答を差し上げたところでございます。

その理由ですが、簡単に申し上げますと、世の中には、様々な著作物があって、その利用場面やニーズも様々でございます。したがって、あらゆる利用場面において、著作物の流通が関係し得るわけなのですけれども、特に求められますような、放送・通信融合時代のコンテンツ流通の促進に向けて、御指摘があったような、グローバルな動きも見据えながら、この分野における我が国の産業を、どのような戦略を持って、いかに振興して、そのためには、実務上どのような課題があるか、そういったことと、その中で、仮に放送分野のコンテンツについての権利処理が課題になる場合、それをどのような方向性を持って解決していくべきか、そういったことについては、業界全体の今後の方向性、深い洞察力や戦略の下で検討されるべきではないかと考えております。

業所管省庁において、そういった検討が行われる際に、著作権に関しても課題となって、制度面で、文化庁において、検討の必要性が生じる場合には、当然必要に応じて、協力する役割と責任は、私どもとしては、持っていると考えております。しかしながら、放送・通信融合時代のコンテンツ流通の促進ということの具体的な内容ですとか、方向性、さらには三位一体というお話がありましたけれども、実現しようとしているものの具体的な内容が、私どもとしては、まだ理解できていないところでございます。全体像を設定するイニシアチブを求められても、文化庁として、対応し得るものではないと考えております。

なお、これまでも、放送コンテンツの流通につきましては、著作権の権利処理のあり方ですとか、権利者への分配のあり方も含めて、総務省さんの下で、検証や検討が進められてきたと承知しております。

また、現実的に考えましても、放送コンテンツの流通ということでございますので、その利用を円滑にするための権利処理を実現するためには、放送コンテンツを制作する段階等で、放送事業者が権利者の方々と出演契約等をきちんと結んでいただくとともに、出演者等も含めて、権利者を確定し、情報をリスト化して、データベース化する、こういった放送事業者による権利情報の集約化の対応が極めて重要であると考えております。

このことに関しまして、総務省さんの会議でも、実演家の団体から課題がある課題があるとの指摘がありましたけれども、文化庁は、放送事業者の監督官庁ではございませんので、その対応については、限界があるところでございます。したがって、文化庁としては、御要請のあったこと、全体像を策定するイニシアチブをとるということは、困難であると申し上げたところでございます。

前回も申し上げましたとおり、文化庁としては、放送コンテンツ等といった、特定の産業振興という枠を越えて、著作物の流通を促進する立場から、所管省庁における検討にお

いて、協力できることがあれば、当然協力していく立場でございます。

○原座長 文化庁さんに限界があることは分かっている、総務省さんに必要な支援はやっていただいた上で、文化庁さんに全体設計をしていただいたらいいのではないかと、申し上げているつもりなのですが、先に総務省さんからお願いします。

○総務省（奈良審議官） 総務省からお答え申し上げます。

もともとの課題の設定が、いわゆる三位一体、権利情報の集中管理、包括的権利処理、そして、適正な収益の分配ということでございまして、これらはいずれも著作権法ないし著作権等管理事業法に基づくシステムということになるかと思えます。この2法は、いずれも総務省では所管していない法律になります。

他方で、放送コンテンツのネット配信の促進という意味では、著作権処理を円滑に進める必要があるという点については、総務省としても重大な課題であると認識しており、法令という観点ではなく、実務的な問題として、いかに円滑化できるかということのをこれまでも追及してきましたし、現在、特に同時配信について、検討を行っております。そのために、放送事業者あるいは権利者団体の方に集まっていた文化庁にもオブザーバーで参加していただいて議論しておりますので、その議論の成果を文化庁に提供するという形での協力は可能ですが、御指摘されている三位一体の整備ということになりますと、総務省の所管を越えてしまうということでございます。

○原座長 今、私が理解したところでいうと、集中管理、権利処理、収益分配のシステムは、著作権法と管理事業法に基づいて検討されるべきものであって、これは文化庁さんの御検討されるべき範囲内なのではないかと思えます。

もう一回、文化庁さんにお伺いしたいのは、文化庁だけでは限界がありますということ、先ほどおっしゃられました。総務省さんに何と何をやっていただければ、今の著作権法と管理事業法に基づく検討をやっていただけるのでしょうか。

○文化庁（白鳥室長） 今、申し上げましたように、放送分野のコンテンツ流通、放送と通信の融合という大きな流れ、動きを見据えながら、その中で、著作権の処理がどのように課題なのかといった問題提起があって、こうした話が出てくるのだと思えます。

今、総務省さんからお話がありましたとおり、現時点で、この部分について、果たしてどこまで支障があるのか。これまでも、総務省さんの支援の下で、aRmaという権利処理の団体が作られたり、そうした状況の中で、先ほどフィンガープリントの実証も総務省さんにおいて取り組まれてきたという話がありまして、聞くところによると、そういった技術は、放送事業者さんの方で、積極的に活用されて、既に動いているといった状況もあると聞いております。

そのような状況の中で、正に放送と通信の融合を見据えて、現状、何に課題があるかといったことについては、一般的にそうした検討は、これまで総務省さんの下で進められてきている中で、特段大きな支障はないけれども、特に放送の同時配信に関しては、これから総務省さんとして積極的に進めていく上で、課題になる可能性があるとして、今、総務

省さんの審議会の中で議論されているということがありまして、正にそういった動きを受けて、私どもも総務省さんの会議におきまして、オブザーバー参加をさせていただきながら、文化庁における現状の取組であったり、また、可能な改善策の御紹介などをさせていただいている次第です。

そして、総務省さんの会議においては、権利処理等について、既存の枠組みにおいて、今、動いているといったことの紹介もありました。具体的には、著作権等管理事業法に基づく団体がありまして、その団体を通じて、権利処理をしております。そうした処理をいかに円滑にできるかといったことが、総務省の会議の中では言われておりますが、他方で、今回、規制改革推進会議様に御提示いただいているようなプラットフォーム、いわゆる三位一体とおっしゃっていただいているものを、新たに構築する必要があるといったお話は、これまで会議の中でも出ていなかったと思います。

規制改革会議からの御要請は、いわゆる三位一体として、徴収から分配まで一括して、1つのデータベースで対応するといったものを想定されているのではないかと、これまでのお話を伺うと、想像するのですけれども、こうした枠組みが必要だというお話は、総務省さんからも、これまでも出ていなかったところです。そうした意味からも、放送コンテンツといった文脈の中で、文化庁が、我が国の放送・通信分野という全体像を捉えて、新しい潮流をしっかりと踏まえて、方向性を見定めながら、どのように展開していくべきか、その中で、著作権処理というのが、いかに課題になるかというのは、文化庁は著作権制度全般について、所管はしているわけでありましてけれども、特定の業の振興を前提とした具体的なあり方を踏まえた全体像までは、なかなか難しいというところを申し上げております。

前日も大田議長様から、新しい技術なりが出てくるときに、しっかりそういった状況も捉えながら、新しい制度のあり方といったものを考えて、提示していく役割があるのではないかというお話がありました。その点については、前日も御紹介させていただきましたが、また、本日は、知的財産戦略推進事務局さんから御紹介がありましたけれども、ブロックチェーンの技術の研究を、今、知的財産戦略推進事務局さんの旗振りの下で、経済産業省さんが進めようとしているところでありまして、私どもとしては、今回、御提案いただいているところは、そこに通じるところがあると思っております。そういった意味でも、ここでどのようなシステムができるかというのは、ブロックチェーン技術というものが、どのようにビジネスコンテンツの場面で活用できるかという、そうした研究の状況次第、そこに関わってくると思っています。

その可能性については、現時点では必ずしも明らかではないところがありますけれども、ブロックチェーン技術という新しい技術の登場を踏まえながら、どのようなあり方が実現可能なかというところは、経済産業省さんとも連携をしていきたいということは、前回、御紹介申し上げた次第です。

他方で、放送コンテンツの流通といった文脈の中で、さらに、いわゆる三位一体という

のが本当に必要なのかどうかといったところの話は、このような新しい技術のあり方以前に、放送コンテンツの流通に向けて、現状においてどのような課題があって、その中で、どのような解決策が必要なのかという具体的なニーズが業所管省庁において明らかにされ、取り組まれる必要があるものと考えております。

○原座長 今日、欠席なのですがけれども、林委員の問題提起は、会議のときも文化庁さんはいらっしゃったと思いますが、三位一体と言っているのは、物理的に3つのシステムを一体にするということを必ずしも言っているわけではなくて、集中管理も、権利処理も、収益分配も、それぞれに長年課題として取り組まれてきているのだけれども、その全体設計が見えないということを言っていたのだと思います。

林委員も、また、森下委員も、かつての知的財産戦略本部に参画して、議論をしてきたことですが、今、大きな支障は起きていないとおっしゃいましたが、こういった課題は、長年、集中管理についても、権利処理も、収益分配もあつたと思います。私も過去の知的財産推進計画をさかのぼって、大分見てみましたがけれども、ずっと同じようなことが言われ続けていながら、なかなか進んでいない、課題になり続けているということなのだろうと思います。

これを三位一体でと言っている趣旨は、全体設計を示して進めるべきではないかということですが。特に通信・放送の融合がさらに進む中で、放送インフラの流通が課題になっている中で、放送インフラについて、先行して進めてみたらどうかというのが、林委員の問題提起の趣旨だったと、私は認識しております。

改めてお願いをしたいのは、すれ違いで、物理的に一体にする必要があるのか、ないのかとか、そういう話にするのではなく、全体設計を文化庁さんに進めていただきたい。そのための前提として、総務省さんで必要な範囲での課題の整理、もし他にも文化庁さんでお考えになって、総務省さんにここまでやってもらわないと検討が進められないということがあれば、それは是非お示しをいただいて、総務省さんに先にそれをこなしていただいた上で、文化庁さんに進めていただくということで、是非お願いできないかと思っております。

○文化庁（白鳥室長） 全体設計とおっしゃることの内容が、十分に理解できていないのですが、適正な収益の分配という話も、特に放送分野については、先ほどのフィンガープリントの活用を通じて、我が国においては個別に把握され、全曲報告されていると聞いておりますので、その分は還元されている形になっておりますし、そういう意味では、今回御提示いただいていることについては、特にブロックチェーンの技術の御提示もありましたので、現在の取組以上の対応を求められていると理解しますと、その内容は、少なくとも、そうした新たな枠組みを作るという御提案なのではないかと思った次第です。逆に、今、全体設計とおっしゃったのですが、それぞれの観点で取組の工夫は進められているので、さらにここで全体設計とおっしゃるところの具体的なイメージが理解できないので、なかなか難しいと思います。

○原座長 もしこの3つの仕組みについて、それぞれ問題なく進められているということであれば、それをまず教えていただけますか。次回で結構です。

○文化庁(白鳥室長) 御提示のあった集中管理や包括処理だけがいいのかということが、まず課題だと思っております。前回なり、それより前にも議論があったと思うのですが、利用者からすれば、1つの窓口があった方がいいという観点かもしれませんが、各著作権の処理については、それぞれの権利者の考えの下で、利用条件などをつけながら、許諾するといった状況になっているわけでありまして、そもそも許諾をしないということもあり得る話なので、そこを一括して処理する、そして、一定のお金を払えば、自由に使えるようにするというのが、著作権法の枠組みの中で、権利の保護とバランスといったことの制度設計として、そうしたものを一律にするというのが、果たして適切かということがあります。

一方で、放送コンテンツの分野において、正にそうした方向でいこう、そうした状況が必要だという具体的なニーズが実際にあり、その分野に関わる当事者が皆な同じ方向を向いているのであれば、そのような観点から、どのような仕組みが必要なのかといったところの検討はあるのではないかと思います。ただ、その辺の状況が、先ほど申し上げたように、現時点では、特に総務省さんの会議の中で、いろいろお話を伺っている限りにおいても、現状課題として出てきていない。少なくとも、課題があるという話は総務省さんから出されないと理解しておりますので、文化庁がその全体設計をとるものではないと思います。また、そもそも、御提示いただいた方向が妥当かということにも、疑念を持っているところがあります。

○原座長 そうではなくて、今、挙げられているこれらの課題は、問題なく進んでいるのだとおっしゃっていると思います。それだったら、全体設計がきちんとなされて、進んでいるのだと思いますので、そのとおり、是非進めてください。私たちは、それをフォローアップさせていただきます。

○文化庁(水田課長) 1つ補足ですけれども、これは前回も話をさせていただいていると思うのですが、先ほど特に分配などのやり方について、いかにして権利を行使するかというのは、釈迦に説法ですけれども、権利者が行い得るものでございますので、特定の技術・方法を国が設計して、それを押しつけるような形でやるというのは、今の管理事業法の考え方の中でも、あるいは著作権は私権でございますので、基本的な権利の性格からしても、それは難しいのではないかと考えております。国が全体の設計をして、それに基づいて、計画的に何かをやらせるという形の文脈というのは、理解がなかなか難しいところでございます。

○原座長 設計という言葉がひっかかるのだったら、言葉を変えられたらいいと思います。ただ、これらの課題は、いずれも政府の課題として、これまで取り組んでこられたのでしょうか。それは当然されるのではないですか。

○大田議長 総務省さんに伺いたいのですが、今、文化庁さんから、放送コンテンツの流

通インフラを実現するに当たって、著作権の権利情報の集中管理、包括的な権利処理、収益分配、全体の整合性をとって設計する必要があるという林委員の指摘に対して、総務省からは、そういう必要性を伺ったこともないし、問題意識を伺ったこともないということでした。総務省さんとしては、林委員の著作権の処理と分配に関する提言をどうお考えなのでしょうか。

○総務省（奈良審議官） 分配という局面に関しましては、権利処理を行っている団体と権利者との関係ですので、正直申し上げて、総務省として関わるということがないということでございます。

権利処理システムについては、総務省としても関心の中心であり、放送事業者と権利者との間でいかに権利処理を円滑にできるかということについて、機械的なシステムに限らず、手続も含めて、様々な権利者のニーズも踏まえながら、全体として、ネット配信等がうまく権利処理できるかについて、現在、正に議論を行っているところです。

集中管理については、確かに権利の管理が集中していると、使う側から見れば便利ですが、他方で、様々な権利者の事情も存在すると思っております。総務省として課題の一つだと認識しているのは、権利者不明の著作物の場合、裁定制度というものが存在します。これまで累次にわたって文化庁によって使いやすく改正されてきたということも、認識しておりますが、権利者の権利を侵害しない範囲で、裁定制度がより使いやすくなるとありがたいという話は、総務省での検討においても関係者から意見として出てきております。

○大田議長 そうしますと、通信・放送業を預かっておられる立場として、放送の未来像を見据えたときに、放送コンテンツの流通インフラのあり方がどうあればいいかという図を総務省が描いて、それと整合的な著作権はどうあればいいのかという問題提起はなさるのででしょうか。

○総務省（豊嶋課長） お答えがずれるかもしれませんが、今、審議官が申し上げたとおりで、現在、総務省が実際に検討している内容は、ここでの議論とも通ずるものだと思います。例えば放送の同時配信をどう進めるかについて、権利者からすると、許諾をもらわなくてはいけない側なので、三位一体の中でいうと、包括的権利処理システムというのは、放送事業者にとって、非常に関心が高いものになります。

放送事業者がコンテンツを流通しやすくするという観点から、どのような協力をしてほしいとか、あるいは権利処理を行うときに、それを支えるシステムとして、例えば集中管理のシステムを充実してほしいというのは、放送事業者側、つまりユーザーの側から出てくる意見や考え方だと思います。

現在、情報通信審議会で、同時配信の権利処理について議論を行っていますが、放送事業者の立場ばかり聞いていると、意見がまとまらなくなってしまうので、当然、権利者の話も聞きながら、双方が歩み寄れるところを考えております。個別の考え方や方向性というのは、まさに現在審議会ですべてまとめている最中なので、現時点では結論までは申し上げませんが、双方が歩み寄れない部分はどこかといった内容や、包括的権利処理に関するユ

ーザーサイドからのアプローチによる意見、考え方は、総務省で整理し、提起できるところだと思っております。

○大田議長 一言だけ。通信と放送を融合し、同時配信などが行われる中で、著作権というのは、非常に重要な課題だというのは、当然共有していただけたらと思うのですが、その議論は、一体どこでしてくれるのかというのが分かりません。総務省さんは、著作権は文化庁だと言い、文化庁は、通信・放送業を預かるところで議論すべきだとおっしゃる。これはどうすればいいのですか。

○文化庁（水田課長） 今、御説明があったとおり、課題について、今、情報通信審議会でやっていらっしゃるという認識でおりますので、放送・通信の融合の中で著作権法上の課題も含めて、権利処理の課題については、今後の放送のあり方とか、通信のあり方を描く中の1つの重要なテーマになると思いますけれども、その全体像という話であれば、総務省さんが担当だと、私どもとしては、思っているところでございます。

○原座長 引き続き、議論をさせていただきたいと思えます。

時間が押してきましたので、今日、欠席の吉田座長代理からコメントを預かっておりますので、最後に御紹介をさせていただきます。今日の議論に関わる箇所もございまして、読み上げます。

Society5.0は、イノベーションが生み出す、かつてない日本の新しい姿です。サイバー空間の技術革新がもたらす未来社会では、数十年前から語られる伝統的な放送と通信の融合といったアプローチは当てはまらないのだと思えます。なぜなら、全てのフィジカルなものがネットにより有機的につながるSociety5.0では、ビジネスモデルを含めた物理的な存在の統合、融合、合併は、必要不可欠なものではないからです。我々の議論も過去の積み上げの二次元的発想から、イノベーションの力をかりた異次元の発想で考えなければ、到底Society5.0時代の新たな市場など、作れません。

漫画、アニメ、映画が世界で高く評価されている昨今、メディア業界が日本の成長エンジンであることは、間違いありません。今こそ、この技術革新を最大限に生かし、オールジャパンで世界に乗り出すときなのだと思います。

2019年のラグビーワールドカップ、G20、2020年のオリンピックと、世界の注目が集まり、コンテンツが拡充する飛躍のこの2年を逃さないよう、産官学一体となり、皆で勝ちにいく大胆な成長戦略を描いてはどうでしょうか。

日本の強みとする技術革新の側面（AI、ビッグデータ、官民データ活用、ブロックチェーン、5Gなどの新ネットワーク技術革新、サイバーセキュリティ）、人材育成などといった観点から、オールジャパンの世界制覇戦略を立て、1人も、1社もこぼれることなく、総力を挙げ、新たな繁栄を目指す。そんな議論に注力すべきであると思えます。

そういう御意見をもらっております。

産官学一体となって、オールジャパンで戦略を打ち立てていく、正に今までもこういった議論をしてきていると思えますので、是非この方向で進めたいと考えております。

時間がぎりぎりになっておりますが、後藤さん、途中、議論が少し外れてしまいましたが、もし最後にコメントいただけることがありましたら、お願いいたします。

○コンテンツ海外流通促進機構（後藤代表理事） 今のお話ではございませんけれども、世界に注目されている時期でございますので、ここで著作権の保護というステータスを作って、世界に打って出るべき時期だと思っておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○原座長 どうもありがとうございました。

○西川参事官 次回の投資等ワーキング・グループにつきましては、また別途、御案内を差し上げます。